

(63)-2 被用者該当5人未満の個人の法律事務所
(厚生年金保険適用・健康保険の適用除外承認を受けた任意適用事務所)
労働者性・常用的使用関係がある弁護士用

弁護士国保組合加入後、すぐに個人事務所(被用者5人未満の任意適用事務所)に勤務する場合、資格取得届、世帯全員の住民票など所定の必要書類とともに、この「上申書」と「国保組合健康保険 被保険者適用除外承認申請書」及び「(63)-1 在職証明書兼健康保険適用除外承認申請書証明依頼書」が必要になります。

(例 加入日が弁護士登録をした令和4年12月15日、事務所勤務日は令和5年1月5日)

年 月 日

上 申 書

東京都弁護士国民健康保険組合
理事長 殿

法律事務所名:

事務所所在地:

代表弁護士氏名:

印

※ 代表者ではない方が雇用している場合は、さらに雇用主の弁護士の証明が必要で

雇用主の弁護士氏名:

印

下記に記載する弁護士は貴組合への加入手続きを行っておりますが、当事務所に

年 月 日 より勤務いたします。

つきましては、年 月 日 入所後は直ちに健康保険適用除外承認申請の
手続きを行います。

記

弁護士氏名

以上